

## 第1章

# 公立図書館における電子図書館のサービス と課題に関する実態調査報告と課題提言



# 公立図書館における電子図書館のサービスと課題に関する

## 実態調査報告と課題提言

東京大学大学院教育学研究科  
根本 彰

### 1. 公立図書館における電子図書館的サービス

#### 1.1. 本稿の目的

この世紀の変わり目は、戦後50年続いてきた公立図書館の戦後体制の変わり目になるかどうか問われている。ここには一見すると日本の政治経済体制の構造改革論と同じ論理が用いられる。サービスの合理化・効率化をはかることであり、そのためには民間的手法を取り入れた経営方法が採用されるべきであるとされ、またIT（情報技術）が省力化の有力なツールとして登場してくる。だが、図書館の課題はそれらよりももっとラジカルな構造改革を要求するはずである。なぜなら、他の教育改革の課題と似て、ここには戦後改革の積み残しという問題が残されているからである。すなわち、本来、いまから60年前の戦後改革において当初の理念に組み込まれたがその後形骸化されたかたちでのみ生き残ってきた図書館改革を、最初の理念を再構成して現時点での課題として設定しなおすことができるかどうか問われている。

ここで、民営化論を取り上げてみよう。日本図書館協会や図書館問題研究会に集結する図書館関係者は、日本の図書館はまだ発展途上であり、とくに専門職の配置の点でむしろ以前より後退しているという状況認識をもって、図書館民営化論を検討するには時期尚早であると主張する。だがこの論理は対社会的には通用しまい。日本の図書館は年間に出版物の売り上げ冊数に相当する量の資料を貸し出すようになっている。この量的増大はもっぱら貸出業務を効率的にこなすことで可能になっている。そこでの業務は他の行政サービス窓口業務とある部分は共通しある部分は相違している。しかし何よりも、一般の利用者はこの状況に対してこの業務が特段の専門性をもつという認識をもつにはいたっておらず、司書の配置を要求する声は利用者からそれほど上がってきているわけではないのである。カウンター業務での図書館員の仕事に専門性があるという主張は、結局のところ自己証明できずに今日に至っている。こうして、他の公共施設と同様の民営化論を導入する動きに反対する決定的な論理を持ち得ないでいる。

そこで本稿で主張するのは、ITの導入が図書館員の専門性を再確認させる鍵になるということである。図書館とはもともと情報サービスなのだというのが、拙著『情報基盤としての図書館』<sup>1)</sup>の考え方である。図書館は資料という名の情報パッケージを処理し、提供することで情報提供を行っていた。本来、資料提供＝情報提供であったのである。図書館サービスにはIT的な要素がもともと備わっており、インターネットははじめてそれを全面的に利用可能にするための基盤なのである。

というわけで、本稿ではこのような考え方に従って、2001年度に全国公立図書館協議会

が実施した「電子図書館調査」に基づいてその結果を分析し、筆者の視点で提言を行うものである。すでに昨年度「2001年度公立図書館における電子図書館のサービスと課題に関する実態調査報告書」が作成され配布されているので、全体像はこちらを参照されたい。本稿では、前報告書を一部参照しつつ、新しい分析も行っている。その意味で、二つの報告書は相補う関係にある。

## 1.2. 定義

本稿でいう「電子図書館」とは、公立図書館における電子機器を使用した図書館サービス全般のことを指している。蔵書管理や貸出管理のためのパッケージシステムはもとより、CD-ROMやDVDのようなパッケージ系の電子メディアの導入、利用者に対するOPACやインターネット端末の開放、図書館ホームページの作成、一次資料のデジタル化と発信などが含まれる。狭い意味では一次資料の発信のみを電子図書館と呼ぶ場合があるがそうではない点に注意したい。

このような電子的な図書館システムは1980年代以降導入されてきたが、1990年代以降のインターネット・プロトコルの普及によって一気に実現される目処がついたといえる。言うまでもないが、公立図書館は電子媒体とともに印刷媒体も扱う。したがって、「ハイブリッド図書館」という言い方も用いられるが、本稿ではそのうち電子図書館的な部分を中心に論じる。

## 1.3. 調査方法

本報告は2001年10月現在で実施された「電子図書館実態調査」の結果を分析するとともに、関連する国内外の状況を合わせて検討したものである。実態調査については、すでに2002年3月の時点で報告書が刊行されている。また、Web上でも入手可能である<sup>2)</sup>。本稿ではその後1年近くのタイムラグが生じていることでもあり、先の報告書で行われているオーソドックスな分析とやや異なった視点からまとめることにした。

同調査は全国1699の図書館設置自治体の中心館に対して調査票を送っている。回収率は都道府県、特別区、政令市、広域図書館（事務組合）は100%、市立図書館は98.3%、町村立図書館は97.1%であった。きわめて高い回収率になったことでデータの信頼できるものといえるだろう。

## 2. 昨年度実態調査結果の分析

### 2.1. 図書館パッケージシステムの導入

図書館パッケージとは大手のコンピュータメーカーの関連会社が、図書館向けに作成している図書館システムのためのパッケージソフトである。これは1970年代後半くらいから図書館とソフトウェアメーカーの共同で開発がはじまったものであるが、10年ほどの試行的な段階を経て、80年代末には全国の図書館で採用されるほどの質のものになったと言われる。その後も改良が続けられている。ソフトウェア企業が競って開発を続けた結果、主だった機能はどのソフトウェアにもとりこまれ、機能面での大きな差異はないとも言われている。

今回の調査では、パッケージシステム利用の自治体は全体の81.8%になっていることが

分かる。このうち県立は95.7%、特別区、政令市は100%ときわめて高い割合である。市立は88.4%で、町村立は76.0%であった。『実態調査報告書』では1993年、1999年の数値と比較しているが、年々高まっており、パッケージシステムは標準的の装備になりつつあることが分かる。これは、図書館サービスが蔵書の管理と提供というところに焦点がある限り当然のことであるだろう。

だがこのような標準的なパッケージは開発や導入の時点でこそ職員に対する負担が大きくかかるにしても、一旦、軌道にのればメンテナンスそのものにはたいして手間がかからないことを売り物にしている。パッケージシステムの導入というレベルでの電子化は、図書館の電子図書館化においてインフラ的なところに位置づけられるだろう。

調査のなかではパッケージシステムの範囲として、システムを1館で構成するのか複数館で構成するのか、あるいは複数自治体で構成するのかを調べている。1自治体に複数館が置かれているところではシステムをネットワーク化することにより全館で運用する傾向が強まっていることが数値から読み取れる。

さらに、端末数とOPAC端末数についてであるが、全体に増加する傾向にあることは確かである。1自治体あたりのOPAC端末数の平均値は4.3であった。しかしながら、『実態調査報告書』で指摘されているように、ばらつきが大きくこの平均値は県立や政令市の中央館によって大きく引き上げられていることは確かである。全体の中位数（メディアン値）は2であり、市立の平均値4.6、町村立の平均値は1.3であった。

全体としては、パッケージシステムの導入とそれともなう端末の設置、OPAC端末の設置はかなりの程度進んでいるということが出来る。確かに、まだパッケージソフトが導入されていない図書館が市立図書館で1割、町村立図書館で2割程度存在している。また、いくら小規模の図書館でもOPAC端末数が1台しか置かれていないのはあまりにも少ないといえるだろう。

しかしながら、標準的なコンピュータシステムが導入されていることによるメリットは決して小さくないということが出来る。後に述べるOPACや資料予約手続きのインターネット対応は、これらのパッケージシステムの対応がなければまず不可能である。パッケージシステムによって各図書館の電算化だけでなく、さらにネットワークを経由した使い方が示されている。各ソフトウェアを使用している図書館員の横のつながりがそういう意識をもたらしている面も否定できない。パッケージシステムと電子図書館の動向は持ちつ持たれつに関係にあるということも出来る。逆にいえば、図書館員は、パッケージシステムの範囲で提供される電子図書館のサービスの進展には熱心であるがそれ以外にはあまり関心を示さないという傾向があるかもしれない。

## 2.2. インターネットへの接続

図書館のインターネットへの接続率は73.9%である。県、政令市、特別区はすでに100%に達している。市立が82.6%、町村立は65.8%であった。ただし、文部科学省は2002年度の予算にインターネット接続パソコンの配布を掲げているので、今年度末までにこの数値が100%になることが見込まれている。

だがすでに問題は接続率ではなく通信回線の質に移っている。調査では通信回線の種類別では、専用回線31%、xDSL1.3%、CATV10.7%、ISDN49.0%、モデム8.0%であった。

右にいくほど低速になる。この時点ではまだまだ、ISDNとモデム接続が存在していることがわかる。

1990年代にインターネットと図書館の問題が議論され始めたときはダイヤルアップアクセス（モデム、最大56kbps）が一般的な接続で、NTT各社はISDN（最大128kbps）を先進の通信回線として売り込んでいる最中であった。その後電話回線を使用したADSL形式の接続が都市部を中心にして開発された。ADSLは、最大12Mbpsという高速回線とつなぎ放題という点でユーザーにとっては有利な通信回線である。一般的にあとから導入したところほど高速回線を採用する傾向にある。ADSLが一般化したのは2002年度になってからであるから、調査時点ではこのような傾向になることはやむをえないだろう。その後ISDN回線がADSLに切り替わっていったと思われる。

接続している自治体種別によるブロードバンド化率（全体に対する専用回線、xDSL、CATVを合計したものの割合）を見ると、県立85.1%、市区立48.8%、町村立34.7%で明らかに地域格差がある。市場形成との関係で、高速の通信回線が導入できない地域が存在する。CATVは難視聴地域の対策として導入されている場合があり、非都市地域でサービスされていることもあるが、多くの場合ADSLやCATVは都市部でしか利用できない。今後のブロードバンド通信回線の市場戦略は不明であるが、市場構造からいって将来にわたって非都市地域で利用できるようになる可能性は少ないであろう。

ADSLが使用できない場合、ブロードバンドを使用するには高額な専用回線接続料が必要になることがある。町村役場が業務用に使用していれば、同じ契約のもとで使用することは可能であろう。実際、今回の調査でも27%の町村立図書館は専用回線を使っていると報告している。全国でほぼ均等の条件で通信サービスを利用できるようにするという政策（ユニバーサルサービス）は郵便や電話についてはあったが、通信が商業化するに従い放棄されるようになってきている。図書館がこの地域格差を縮める役割を果たすものだとすれば、その前提として高速の通信回線を全国の図書館で同等の条件で利用できる通信環境を実現するために政策的な配慮を求めるほかはない。

### 2.3. 利用者開放インターネット端末

ブロードバンドによる安価な通信回線への接続が可能になれば、次の課題は利用者開放インターネット端末の設置である。これが必要な理由は言うまでもなく、ほかの情報環境ではインターネット接続環境が得られない人々に対する接続環境の提供である。調査によれば、利用者用開放端末をもつ自治体は全体の35%であった。都道府県立が36%で、実施しているところの平均端末数が6.7台、市立が26%で平均端末数3.1台、町村立が26%で平均端末数2.3台であった。全体としてはまだ少数派であるが、ブロードバンドへの移行にともない徐々に増加していることがうかがわれる。また、市立と町村立で実施している割合の差がないところが興味深い。これは町村立のほうが新しい図書館が多く、実施するサービスにこだわりがないことを示しているのかもしれない。

合わせて課金の状況についてであるが、合計29自治体（市立9、町村立20）という結果であった。課金は通信形態がISDNやダイヤルアップのような時間単位の従量制課金システムを採用するために生じているように思われているが、必ずしもそうではなかった。内訳は、次の表1のようであった。

	専用線	CATV	ISDN	モデム
市立	0	1	8	0
町村立	4	1	14	1

表1 通信回線別の接続状況

専用線やCATVを使用しながら課金している図書館も存在している。むしろモデム接続のところでは課金は少ないという結果も得られた。これらは何を意味するのだろうか。コスト意識を強く持つ図書館で課金を実施しているところが多く、そういうところでは少なくともISDNを導入しているということではないだろうか。専用線やCATVへの課金についての事情は不明である。

次に有害情報フィルタリングの有無についてである。一般利用者への開放を行っている図書館に対してフィルタリングの手段を何か講じているかをたずねている。これに対しては、複数回答が可能で「カウンター前に設置」が58.8%、「ソフトウェアによるフィルタリング」が47.6%、「利用規約等で制限」が31%、ホワイトリスト方式（推奨サイトのみアクセス化）7.6%であった。一番簡単なカウンター前に設置するが多いことがわかるが、ソフトウェアによるフィルタリングも半数近くの図書館が採用している。ソフトウェア・フィルタリングの技術は必ずしも安定していないことはよく知られている。キーワードで制限するものやURLで制限するものなど多様であるが、言葉が多義的なものである限り、制限すべきものが制限されず、制限されざるものが制限される可能性はどうしても否定できない。このことについてのケーススタディとして、中村百合子「図書館のインターネット端末提供と有害情報対策」<sup>3)</sup>が発表されているので参照されたい。

今回の調査でこれがカウントされているのかどうかは分からないが、一番手軽なフィルタリングの手段として、一般のパソコンで使用されているInternet Explorerに組み込まれた「コンテンツアドバイザー」がある。これは、セルフレイティング方式のフィルタリングに対応しているもので、コンテンツの発信者がWeb上の情報に「セックス」「ヌード」「言葉」「暴力」の4つの基準にしたがってその程度を自己評価した数値を埋め込んでおくと、クライアントが設定した数値以上の場合には表示できないという仕組みである。日本のプロバイダーではこのセルフレイティングはほとんど採用されていないために効果はあまりない。ともかく、フィルタリング・ソフトはある種の気休めと言いつつ程度のものにすぎないことを認識しておくべきであろう。

フィルタリングは情報アクセスを制限するという意味で権利を制限する手段である。アメリカ社会では図書館が情報アクセスの場であるとの見方がそれなりに有力に存在しているので、フィルタリングに関して訴訟が多く起こされている。それに対して、日本では情報アクセスの権利意識よりも公序良俗といったことが優先される傾向がある。そして、フィルタリング・ソフトがその秩序を守るのに必ずしも役に立たないかもしれないのに入れていることそのものが重要であるとするようなことなかれ主義が蔓延しているとすれば問題である。

最後に、持ち込みパソコンをインターネット接続できる情報環境を提供しているかどうかを検討する。これに関しては、市立3自治体、町村立7自治体の10自治体で実施しているにすぎなかった。接続は10Base/Tの構内LANの接続端子を提供していることを前提にして

いた。ビジネス図書館のサービスが話題になるなど図書館を地域的な「情報拠点」に位置づける考え方があるが、その際にノートパソコンのLAN接続は重要な課題になるだろう。

さらにその後、無線LANのプロトコルとそれを提供するハードウェアが普及しつつある。一般に「スポット」と呼ばれるIEEE802.11bの規格に基づく無線LANの接続サービスを提供するところが増えている。野村総合研究所が2002年に行った情報通信利用に関する実態調査では、この無線LANのスポットとして希望する場として、公民館や公立図書館のような公共施設は喫茶店・カフェの57.1%に続いて2番目(38.2%)に挙げられていた。<sup>4)</sup>さらにこれと合わせて、ノートパソコンの電源を図書館が提供するかどうかも一つの課題である。

本調査実施後、LAN、無線LAN、電源といった通信環境の提供を開始している(試験的に実施しているところも含めて)図書館が増加していることは間違いない。ビジネス支援サービスが課題として取り上げられたことで、利用者が図書館で資料や情報を利用するとともに自分のノートパソコンを道具に使うのに対応した通信環境の提供が課題になりつつある。そこでは、課金を行うかどうか、フィルタリング・ソフトを使用するかどうかは個々の図書館のサービス方針の問題であるが、同時にこうした大きな通信環境の変化に依存しているともいえる。

#### 2.4. HPの開設

インターネット上での情報発信は、初期にはftpやtelnet、gopherといったプロトコルが使われた。いまでもメーリングリストやWinMX等のファイル交換用のソフトなども使われている。しかしながら主力はWorld Wide Webと呼ばれるhtml言語を用いたプロトコルである。その特徴としては、言語的に単純でありながら複雑な表現が可能であること、スクリプトが分かりやすいこと、マルチメディアの表現が可能であること、CGIやその他のインターフェースを介することによってより複雑な動作をするデータベースと組み合わせることができること、などを指摘することができる。そのクライアントソフトであるMosaic、Netscape、Internet Explorerが競争的に無料で配布されたこともあって、1990年代後半に急速に普及し、今ではインターネットといえは電子メールとWeb上のホームページを指すことが一般的である。

図書館のホームページをもつ自治体は616自治体(全体の37.1%)であり、計画中を含めると897自治体(54%)と過半数を超える数値になった。過去の調査と比較すると、98年8月の文部省調査で13%、99年4月の日図協調査で20.2%であったから急激に増加していることは間違いない。

もちろん、この動きは図書館だけのものではない。一般的にWebを新しいネットワークメディアの核心ととらえてこれを用いて新しいサービスツールを開発することが行われている。図書館の経営母体である地方公共団体においても、「電子自治体」構想があり、そのもとにあるのは政府をあげてのプロジェクト「電子政府」である。これらの特徴は、まずITをわが国の今後の最重要な戦略的技術ととらえて十分な官民による十分な投資を行うというものであるが、その際に、ハードウェアの普及だけではなく、ソフトウェアとコンテンツの整備についても十分な配慮を行うとされている。また、教育面での応用や人材育成などに力を入れるとされている。「e-Japan重点計画」と呼ばれる政府計画に基づいて進められているが、そのなかに、「行政情報の電子的提供、申請・届出等手続の電子化、文書の電

子化、ペーパーレス化及び情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進し、2003年度までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する」との目標が掲げられている。行政サービスにおけるWebを利用したサービスはこれが根拠になっていて、総務省行政管理局が「電子政府の総合窓口」<sup>5)</sup>のページを提供し、省庁ごとのホームページにおいては、かなり詳細で多様なレベルの行政情報の提供がおこなわれるようになっている。

これに対して、「電子自治体」の動きは「住民基本台帳ネットワーク」への参加問題がクローズアップされたことに見られるように、政府主導であり、それにもかかわらず足並みがそろっていないし、自治体によって相当の格差がある。また、全体には政府と比べても遅れているといえるだろう。また、書類の申請とか電子投票だとか、ICカードによる個人情報管理といった手続き情報のサービス提供が中心になっていて、ホームページでの行政情報提供は広報的な情報の提供に限定される例が多い。

図書館がWebの技術を用いて行うことはこうした電子自治体の一環に位置づけられることなのだろうか。確かに広報媒体としてホームページを使用し、場合によっては自宅から蔵書検索を行ったり、予約を行ったりもできるようになっている。自宅どころか携帯電話からの検索・予約に対応している図書館も増えている。ICカードを配布して資料貸出に使っている図書館も存在している。だが、これらは図書館がITを使用して行うサービスの一部にすぎない。

図書館の電子的なサービスを次のように整理しておこう。

(a) 図書館の利用案内・広報

利用案内、中央館/地域館別の案内、地図、カレンダー情報  
広報誌の電子版、イベント案内、利用者の声、掲示板  
図書館の運営規則、収集方針や選書方針、運営マニュアル  
電子サービスの案内、電子サービスの運営方針  
事業報告、サービス統計、事業評価報告書、事業計画書

(b) 図書館作成のデータベース

OPAC（蔵書目録）  
資料予約  
貸出/予約のステータス情報の確認（当該個人のみ）  
総合目録・横断検索  
地域文献データベース（書誌、雑誌目録、雑誌記事索引、新聞記事索引）  
地域情報データベース（地域機関のディレクトリ、人物情報、カレンダー情報）  
レファレンス質問回答データベース

(c) 外部から導入したデータベース

各種文献データベース  
新聞記事データベース  
辞書事典データベース  
その他の商用二次資料データベース  
商用一次資料データベース

- (d) 図書館作成の一次資料
  - テキスト、文献類
  - 音声・画像ファイル類
  - 数値統計データ類
- (e) 外部情報資源へのリンク
  - 地域情報源へのリンク
  - その他の有用情報資源へのリンク

電子自治体がこれまで対象にしてきたデジタルサービスは、先に述べた図書館パッケージシステムに含まれるものに加えて(a)の全項目と(b)の から までのものである。パッケージシステムとその延長上にある(b)の から は行政サービスとしての図書館サービスを効率的に行うためのものである。また(a)はあらゆる行政サービスに必要なパブリック・リレーションズ的な機能と説明責任を明示するためのものである。

今回の調査でもホームページで提供している情報の種類をたずねている。ホームページ掲載自治体616のなかで、利用案内を掲載しているところは97%と圧倒的に高いが、館報が37%、事業報告統計類25%であり、目録類では所蔵目録65%、総合目録機能が10%、書誌類34%、レファレンス記録1%などとなっている。

	利用案内 (a)	館報 (a)	掲示板 (a)	事業報告 (a)	所蔵目録 (b)	予約機能 (b)	借受状態確認 (b)	横断検索 (b)	その他の書誌 (b)	レファレンス (b)	リンク集 (e)
県立 (n=43)	100	56	30	40	84	9	5	30	53	6	86
政令市 (n=12)	100	33	25	42	58	0	0	0	8	0	42
市区立 (広域含む) (n=316)	98	36	30	23	69	17	7	7	37	1	41
町村立 (n=245)	95	36	36	25	57	18	6	11	28	1	38

表2 ホームページにおける実施率

館種別に見た表2で分かるように、県立図書館は全体にどのサービスの実施率も高いが、そのなかで予約機能と借受状態確認機能だけは市区立図書館、町村立図書館の実施率が高い。これは、貸出を中心とする市町村立図書館の機能と対応しているからであろう。

今回の調査では先のリストの(c)と(d)の部分については聞いていない。これらは電子図書館的な機能と呼ぶべきものであり、これまでの図書館サービスのなかでは県立や政令都市の中央図書館などをのぞくと前面に出ていなかったものである。以下はデジタル情報資

源の導入と制作についての分析である。

## 2.5. 商用データベースの利用

まず、外部から導入した商用オンラインシステムについてである。導入しているところは79自治体で全体の4.9%と少なかった。館種別に見ると、県立の36%、政令市の25%が導入しているのに対して、市区立（広域を含む）が7%、町村立が1.6%であった。市町村立図書館にとってはまだまだ一般的ではないといえることができる。

導入している商用システムのうち、主要なものについて導入状況を聞いている。「業務」は業務用のみ使用しているという意味であり、「利用者」は業務用に使うだけでなく利用者が自分で使用できる状態にもあるという意味である。

	朝日DNA		日経テレコン		日外WEB		G-Search		JOIS	
	業務	利用者	業務	利用者	業務	利用者	業務	利用者	業務	利用者
県立	7	4	6	1	7	2	4	2	1	0
政令市	1	0	2	0	3	0	1	0	1	0
市区立 (広域含む)	21	7	8	3	12	2	4	0	2	0
町村立	0	2	1	0	3	0	2	0	0	0
計	29	13	17	4	25	4	11	2	4	0

表3 代表的商用データベースの導入数

朝日DNAと日経テレコンは代表的な新聞記事の全文データベースである。朝日は定額制で図書館向けの料金設定があるのに対し、日経はビジネス向けで従量制の料金設定しかない。導入図書館数、とくに利用者に提供している図書館数に差があるのはそのためである。日経テレコン提供図書館のうち、2館は利用者への課金を行っているという回答している。2002年度から日本図書館協会が日経テレコンとの団体契約を行い全国の図書館に対して定額料金制を提案しているので、その後導入館数は増加しているものと思われる。

日外WEBは日外アソシエーツ社が作成している複数のデータベースから構成されている。中心は雑誌記事の索引（『雑誌記事索引』、『ジャーナルインデックス』）や人物関係の情報（『WHO』）である。これらは公立図書館向けのデータベースといえることができるが、その割に導入している図書館は少ない

G-Searchは(株)ジーサーチが提供する総合的なデータベースである。新聞記事から書籍・雑誌記事、企業、人事、市場などの多種類の情報を提供しているが、従量制の課金であり利用図書館は少ない。

JOISは独立行政法人科学技術振興事業団が提供するデータベースで、わが国の科学技術文献の抄録索引情報を中心として提供するものである。学術情報が中心であって従量制料金制をとることもあり、利用公立図書館は4自治体のみであった。

商用データベースはオンラインだけでなく、CD-ROMやDVD-ROMなどのパッケージ形

態でも導入できる。今回の調査でパッケージ系の商用データベースの導入についても調査した。CD-ROM等の電子資料の収集状況については、県立81%、政令市67%、市区立32%、町村立10%であった。さらに特定タイトルをみると、表4のようである。「LAN」はLANを経由して利用可能になっているものであり、「利用者」は利用者が利用できるものである。

	新聞記事索引類		雑誌記事索引		大宅文庫雑誌記事索引		J-BISC		国立国会逐次刊目録		会社年鑑・名鑑類	
	LAN	利用者	LAN	利用者	LAN	利用者	LAN	利用者	LAN	利用者	LAN	利用者
県立	8	24	7	22	6	19	8	12	3	11	2	11
政令市	2	4	2	4	2	2	1	2	1	1	1	3
市区立	7	47	2	10	6	21	12	14	0	2	3	33
町村立	10	19	4	2	6	5	6	2	4	1	1	8
計	27	94	15	38	20	47	27	30	8	15	7	55

表4 主要CD-ROMの導入状況

全体としては、オンラインの商用データベースと同様の傾向であるが、オンラインよりも導入数は多いと言える。「新聞記事索引類」は「読売新聞」「毎日新聞」「朝日新聞」などに対する全文記事索引である。提供している自治体数は94と多い。県立では約半数が提供している。「雑誌記事索引」「大宅文庫雑誌記事索引」は雑誌記事に対する索引である。こちらも県立での導入割合はかなり高いことがわかる。「J-BISC」は国立国会図書館の和書書誌データベースで「国立国会図書館の逐次刊行物目録」とともに一定数の導入はあった。とくにJ-BISCはLAN経由で利用可能になっている自治体数も27と比較的多かった。「会社年鑑・名鑑類」は市区立図書館で導入が比較的多い。

商用データベースは、パッケージ系からオンライン（ネットワーク）系への移行の途上と考えることができる。この移行は単にメディアの変化にとどまらない。ネットワークで利用できるということは、契約によれば複数利用者同時アクセスが可能になるし、インターネットで自宅から利用することすら可能になる。アメリカの公立図書館におけるそのようなネットワーク利用の例は後に紹介する。CD-ROM/LANによる提供はちょうどその途中にあることを示している。

図書館は外部から資料を収集して利用者に提供する機関であり、その資料がデジタル情報となっても基本的に変わらないはずである。二次資料としての参考図書を購入している図書館は少なくないが、レファレンスサービス論で書誌ツールの重要性が主張されたにもかかわらず導入は進んでいなかったことがその背景にあるだろう。公立図書館の参考室に置かれていた参考図書は直接参照できる辞書辞典、年鑑類が中心である。雑誌のバックナンバーの蓄積が県立図書館を除くとごく少数のタイトルに限定されることが多い市町村立図書館の場合、雑誌記事索引の導入は行われなかった方が多かった。今回の調査結果はこのことを示しているのだといえよう。

今後の図書館はデジタル情報資源をどのように地域住民に提供するのか オンラインで利用可能か、同時アクセス数はいくつか、館内だけでなく自宅やオフィスからもアクセスできるようにするか といった情報提供計画を明確にしていくことが必要になるのである。その際に、ネットワーク系のデータベースが無料公開される例が増えていることに留意すべきである。すでに、調査対象になっていた「雑誌記事索引」「J-BISC」「逐次刊行物目録」に相当するデータベースが国立国会図書館によってインターネット上で無料公開されている。これらは調査当時点では民間出版社からCD-ROM形態で有料提供されていたものであるが、インターネットで利用できるようになったことにより大きな変化が生じている。ほかに、国内最大の書誌データベース＝総合目録データベースである国立情報学研究所(NII)のWebcatや現行法規の全文データベースである「法令データ提供システム」(総務省行政管理局)など政府系の重要なデータベースには枚挙にいとまがない。民間からも書誌データベースや新聞記事データベースなども提供されている。

## 2.6. 電子出版物の提供

上で紹介したCD-ROM等の収集のなかには一次資料としての電子出版物が含まれているものと思われるが、調査では一次資料と二次資料とをとくに区別していない。日本で民間出版社発行の一次資料を図書館で収集している例は多くないが、CD-ROM/DVD-ROM形態のものでの提供はいくつかある。『CD-ROM版新潮文庫の100冊』や『手塚治虫漫画大全集DVD-ROM』のようなものである。他には収集している図書や雑誌の付録としてCD-ROMやDVD-ROMがつけられる例がある。最近、日本電子出版協会(JEPA)がCD-ROM付きの書籍・雑誌を図書館で貸出することの可否について出版社が共通のロゴマークをつけることで意思表示できるようにした。これは、電子出版を電子図書館がどのように提供するかに関する最初の接点として記憶されるべき重要なできごとである。



図1 日本電子出版協会のロゴマーク

ネットワーク上の電子出版物の提供についてはどうであろうか。今回の調査ではこれについては一切調査していない。電子出版物の提供は民間出版社、NPOベースの団体で行われている。基本的に電子化した出版物のファイルをダウンロードして読むものである。読むための機器として、Windows系、Macintosh系のパソコン以外にも携帯端末(ザウルスやPocket PC機)、WindowsCE機などがある。ファイルは、Windows用にテキスト形式、PDF、ドットブック形式、エキスパンドブック形式(EBK)、HTML形式、Acrobat eBook形式などがあり、携帯端末用にはそれぞれのハードウェアに合わせたものがある。ファイルを表示するにはテキスト、PDF、HTMLなど一般的にファイル交換で用いられるもの以外は、専用のビューワーと呼ばれるソフトウェアが必要になる。これらの電子出版物は個人的な使用が原則で販売されている。その例は日本電子出版協会のリ

ンク集<sup>6)</sup>を参照されたい。かなりの数の電子出版物販売サイトがあること分かる。ただし、図書館でこれらをダウンロードして利用者に提供することは、著作権法上の複製権、公衆送信権などの侵害になる可能性が強くできないだろう。

2002年に話題になったものでは、岩見沢市が市民向けに開始した電子書籍の閲覧サービスがある。岩波文庫の100タイトルほどを用意し、同図書館内に設置されたパソコンで自由に閲覧できるようにしたもので、順次500作品まで拡充し、平凡社の東洋文庫についても提供を予定しているということである。インプレスの記事によると、将来的には光ファイバー網を経由して市のサーバーから各家庭に配信されることを予定しているということから、図書館は一時的な閲覧場所に過ぎないことになる。こうした民間出版社が作成して図書館が一次資料を提供するのは今のところ稀有な例である。岩波書店の経営者は今回のプロジェクトについて、「サービスの公共性に共感した「損得抜き」の参加である」とコメントしているそうである。<sup>7)</sup>これもまた、電子図書館の新しい展開として注目される。

アメリカの図書館では、電子出版物提供サイトと契約して利用者がまとめて数百点の電子出版物を閲覧できるようにしている例がある。図書館の貸出登録を受けていれば自宅からでも利用可能な場合もある。Rocket e-Book社と契約して数百タイトルの電子図書に対して利用者が自宅からアクセスできるようにしている図書館の例が多数紹介されている。<sup>8)</sup>他の図書館の例も含めたこのような出版社との共同事業あるいは提携についても考慮する必要がある。

ボランティアベースで電子出版物を作成している例としては、「青空文庫」がある。これは、2003年2月現在で342人の著作者の著作物2300作品のデジタル出版物を無料公開しているものである。<sup>9)</sup>その多くは死後50年以上経過して著作権が主張されない著作者のものであるが、現役の著作者のもので許諾を得て掲載しているものもある。

## 2.7. 一次資料の電子化

国立国会図書館が明治期の所蔵資料をデジタル化しこれを無料公開し始めた。2002年10月の公開時点で人文・社会科学分野の約3万冊が公開されている。大学図書館などでも、古典籍、学位論文、紀要論文などのデジタル化が行われている。

今回の調査で、公立図書館単独の事業として資料の電子化を行っているところは、県立20、政令市3、市区立43、町村立26の計86自治体ということである。全体のなかで占める割合は5.8%で、県立43%、政令市25%であるのに対し、市区立6.4%、町村立2.1%と少ない。電子化の対象資料については、多く(60自治体)は古文書など著作権のない資料であるが、著作権処理を行った資料(26自治体)、所属する自治体の資料(18自治体)、図書館のオリジナルな資料(21自治体)も対象となっている。『報告書』の49ページで指摘されているように、町村立では4つのカテゴリーが平均的に電子化が行われている点が興味深い。

この点については次のような事情が推測される。1998年10月に文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会 計画部会図書館専門委員会は、『図書館の情報化の必要性とその推進方策について - 地域の情報化推進拠点として - (報告)』という報告書を公表した。当時「電子図書館」あるいは「デジタル図書館」ということばクローズアップされ、その中心は「資料の電子化」であるという理解が一般的であった。文部省は、すでに前年から、図書館が所蔵する古文書・古絵図等の郷土資料、郷土が生んだ偉人関係資料等をマルチメデ

ィアデータベース化し、これらをインターネットを介して社会教育施設や学校において共有・活用するための研究開発事業を全国5ヶ所で行っている。こういう背景があって、この報告書でも資料の電子化を推進することに大いに力が入れられていたのである。

しかしながら、こうした事業は国費や県費のような特別の資金がなければ進めにくいことは明らかである。したがって、とくに古文書や古地図のような古い資料のデジタル化事業はそうした資料を所蔵している県立図書館が中心になった。それに対して、資料も資金も十分にもっていない図書館では、行政資料の電子化やオリジナルな資料の作成などに着手し始めているということである。一次資料のデジタル化は文部省の補助事業となったものを中心にして、次のような自治体で行われている。

- ・ デジタル化資料（岩手県立図書館）\*（デジタル化資料そのものは見られない）
- ・ 郷土資料情報（秋田県立図書館）\*
- ・ 石川県関係人物文献検索（石川県立図書館）
- ・ 「甲州文庫」検索（山梨県立図書館）\*
- ・ 「富士山」資料検索/調査案内データベースシステム（静岡県立中央図書館）\*
- ・ 貴重書データベース（京都府立図書館）\*
- ・ リサーチエンジン on 奈良（奈良県立図書館）
- ・ デジタル岡山大百科（岡山県立図書館）
- ・ 島根県立図書館デジタルライブラリー
- ・ ふるさと文献情報検索（山口県立山口図書館）
- ・ 福岡県立図書館所蔵貴重資料\*
- ・ 上田市立図書館デジタルライブラリー\*

これらのうち\*が付いているものは、1997/98年度の文部省社会教育施設情報化・活性化推進事業でデジタル化が進められたものを含んでいる。図書館が中心になったもの、社会教育課が中心になったもの、生涯学習情報センターが中心になったものなどいろいろなパターンがあった。図書館の資料の電子化を進めるプロジェクトにも多様なものがある。本報告書の後半部でも各図書館の事業が紹介されているので参照されたい。

これらの中心は著作権が主張されない古い文献である。それがデジタル化しやすいことは確かであるが、何のためにそれを行うのかが見落とされかねないところが問題点として残る。資料保存が目的なのか、教材として用いるのか、郷土資料サービスの広報活動の一環なのか。その意味で、デジタル化するコレクションの十分な解説を行うことと、検索システムをつけるだけでなく一点一点の解説も行うことが必要である。

また、地域情報のストック化を課題にする公立図書館としては、古典的な資料だけでなく現代的な資料のデジタル化にも取り組む必要があるだろう。調査では、Web上のものも含めた電子化された行政資料を収集している自治体が全体の4%、同じく地域情報の収集自治体が4%であった。すぐに提供することはできなくともそうした現代的な資料を収集することが必要である。

## 2.8. 情報リテラシーの支援

図書館の情報リテラシー支援機能についてはどうであろうか。2000年度から2001年度にかけて、総務省と文部科学省とが連携して全国でIT講習会が開催された。これはITの基礎技能をできるだけ早期に国民に普及することを目的とするもので、全国で約550万人程度の国民が受講できるよう地域の公共施設を利用したIT基礎技能講習の開催を支援したものである。このなかでは生涯学習の観点から社会教育施設を中心に施設整備を行うことが意図され、認定された地域ITリーダーが公民館・図書館等を利用した「IT基礎技能住民サポートセンター」において、地域住民のIT利用における基礎的ニーズに応えるための活動を行うとされていた。

しかしながら、実際に開始されたIT講習会の主たる会場は公民館、小中高校、そして種々の公共施設（とくに自治体の生涯学習情報センター、メディアセンターやネットワークセンター）であった。表5は全体の3分の2程度が終了した時点での講習の実施状況を示したものである。<sup>10)</sup>図書館は施設数としては全体の2%程度の375館であり、受講生数にしても3%程度を占めるにすぎない。この事業はハードウェアの設置が国費で行われたわけであるが、実際に対応できた図書館は全図書館数の15%程度でしかなかったのである。これは当然ということもできる。図書館サービスは資料や情報の個人利用に対応する場であるとされ、講習会を行うような教室的なスペースをもつところはそれほど多くないからである。これは生涯学習行政の担当者が生涯教育機関としての図書館の機能を正確に理解していないことから生じたずれである。

	合計	社会教育施設				その他 公共施設	小中高校	国公私 大学等	専修・各種 学校	
		社会教育施設 合計	公民館	図書館	その他					
実施 施設 数	済み	18,147	6,333	5,580	322	431	2,084	9,262	205	263
	予定	4,050	1,221	1,042	53	126	664	2,100	43	22
	計	22,197	7,554	6,622	375	557	2,748	11,362	248	285
受講 者人 数	済み	1,893,093	844,173	720,975	54,434	68,764	361,791	600,991	31,163	54,975
	予定	2,010,371	970,584	795,114	75,102	100,368	512,734	408,733	31,496	86,824
	計	3,903,464	1,814,757	1,516,089	129,536	169,132	874,525	1,009,724	62,659	141,799

表5 社会教育施設等におけるIT基礎技能講習実施状況（平成2001年8月31日現在）

とはいえ、図書館としても次の課題である情報リテラシー教育にかかわろうとするならば、このIT講習会との関係を明確に意識し、もっと積極的な対応をすべきであった。IT講習会はもっとも初歩的なパソコンの使い方やキーボードの打ち方、基本ソフトの使い方を学ぶ場である。通常、情報リテラシーという場合にはそのような知識や技能に加えて主体的に情報を使いこなす能力を身につけることを指している。単なるハードウェアやソ

ソフトウェアの使い方ではなく、ネットワーク上の情報の探索の方法やデータベースから必要な情報を検索する技法を身につけることが目的となる。両者は相互に補い合う関係にある。IT講習では機器の導入が国費でまかなわれたわけであるから、両者を連続的にとらえた対応が可能であった。事実、IT講習会を実施した図書館のなかには一部図書館の使い方の講習を含めたり、終了後、発展的に情報リテラシー講習会を実施したりしたところもあった。

調査には、「情報リテラシー支援講座を開催していますか（IT講習会を除く）」という質問があった。定期的開催の自治体が18（県立3、市立10、町村立5）、定期的ではないが開催ありが67（県立4、市立34、町村立29）ということである。IT講習会が実施されていたのと同じ年の調査であったために、少ない件数が報告されていると思われる。

事例としては、

- ・ 神奈川県立川崎図書館「特許電子図書館講習会」
- ・ 兵庫県立図書館「インターネット技能講習会」
- ・ 浦安市立図書館「図書館利用講座」
- ・ 東京都立中央図書館「パソコン検索講習会」などがある。

たとえば、東京都立中央図書館の「パソコン検索講習会」では、初心者向けにはパソコン利用の基礎コースとOPAC利用の基礎コースがあり、中級者向けとしては人名典拠や分類表・キーワード検索などを使えるようになることが目標となる。これ以外にも企業情報と法律情報のCD-ROMデータベースのショートセミナーが開催されている。川崎図書館の特許情報の講習会はさらに上級者向けのもので、特許庁のデータベースであるIPDLで提供されるサービスの概要、利用にあたっての基礎知識（接続方法、印刷方法）、特許検索の進め方について公報テキスト検索を中心に説明というものである。

## 2.9. 情報化のための研修

電子図書館的サービスを実施するには、従来の図書館学や図書館運営の知識や技術では完全に不足している。これを担当するには、次のような情報技術関連の知識が必要である。

### (1) コンピュータとネットワークに関する一般的な知識

- ・ ハードウェア（PC、ワークステーション）
- ・ OS（Windows, UNIX, LINUXなど）
- ・ ネットワークプロトコル（TCP/IPと関連の知識）
- ・ サーバソフトウェア（WWWサーバー、メールサーバー、DNS, DHCP, ファイアウォールなど）

### (2) ファイル構造の知識

- ・ テキストファイル(txt)
- ・ 文書ファイル(html, pdf, word)
- ・ 画像(jpg, gif, png, bmp)
- ・ 音声(wave, au/aiff, midi)
- ・ 動画(avi, mpeg1/2, quick time)

### (3) データ作成（変換）の知識

- ・ テキスト作成

- ・デジタルカメラでの撮影・加工
- ・フィルムスキャナーからファイルへ
- ・フラットヘッドスキャナーからファイルへ
- ・音声サンプリング
- ・デジタルビデオカメラでの撮影・編集
- (4)Web上の表現言語
  - ・テキスト、画像、音声などのWeb上への編集プロセス
  - ・HTMLでの表現（ホームページビルダーなど）
- (5)データベースソフト
  - ・リレーショナル・データベースのサーバーソフト
  - ・図書館パッケージのオプション
  - ・パソコン(ACCESS等)で作成する
- (6)データ構造と表現の知識
  - ・整理技術的ノウハウ
    - 分類表
    - 典拠コントロール
    - シソーラス
    - 参照構造
  - ・データフォーマットの問題
    - csv（表形式のデータ）
    - meta-data(同一形式)の意義 互換性、標準化 横断検索など

(1)はネットワーク構築のための基礎知識である。とくにサーバーを構築する必要があるため、OSはUNIX系が望ましい。だが、UNIX系のシステムを使いこなすためには、ハード、ソフト、ネットワークのかなりしっかりした知識が必要になることも覚悟しなければならない。したがって、(1)の部分はしっかり管理できる企業との契約で運用するのが一般的である。

(2)から(4)は、コンテンツを提供するために必要な知識であり、必要に応じて準備しておく必要がある。これらのうち、(2)のファイルの知識は(3)のコンテンツ作成のための基礎知識である。そして(3)のプロセスによってマルチメディアのデータファイルを作ることができる。(4)はテキスト、画像、音声、ビデオをどのように組み合わせて効果的な情報発信を行うかが課題である。

調査のなかでホームページの改定作業の担当者について尋ねる項目(III(3))があった。県立は図書館職員81%、委託業者参加11%で圧倒的に図書館職員だけで作業を行っている。政令市では図書館職員58%、委託業者参加42%、市区立は図書館職員のみ62%、自治体職員参加17%、委託業者参加20%、町村立は図書館職員56%、自治体職員参加20%、委託業者参加22%という結果であった。いずれも過半数は図書館職員が改訂をおこなっているということである。もっとも最初の作成については尋ねておらず、多くの場合、最初のホームページデザインは外部に委託しているものと思われる。ニュースのような記事の改訂については図書館職員で簡単に書き換えられるが、それ以上の多様なメディアを組み合わせたコンテン

ツ作成がどうなっているのかについてはこの調査では不明である。

(5)は、データベース作成のための知識でこれはリレーショナル・データベースソフトの仕組みを理解して、実際のデータをもとにシステム設計するという別のタイプの技能である。データベースソフトによってシステムをつくる部分については外注することができるが、図書館パッケージソフトのオプションとして選択することができる場合もあるだろう。

(6)は(5)に図書館情報学的なノウハウを加えてより使いやすい検索システムと分かりやすい情報組織化システムを提供するものである。分類表やシソーラス、典拠コントロールを厳密に展開することや、個々のコンテンツにメタデータを付与して、横断検索等に使えるようにすることなどを含んでいる。

こうした知識をもつことによって、電子図書館的な開発を進めることができるようになるが、これらをどういう場で習得するのは大きな問題である。実のところをいえば、公立図書館の公式の研修の場でこのレベルの知識や技術を提供しているものはひとつもないといってよい。研修プログラムの多くは短期的なものであり、かつ啓発的な内容のものが多い。経営的な視点を重視しているものが大半である。技術的なものであっても、せいぜいが検索技術を学ぶという程度のものであり、システム構築を可能にするような専門的なものはない。近年始まった「デジタルライブラリアン講習会」にしても技術的な内容は一部含まれているが、システム設計を可能にするレベルではない。

調査ではV において研修体制について尋ねている。外部への研修に職員を派遣しているかどうかであるが、県立では定期的に派遣9%、派遣あり70%、派遣なし21%であった。政令市では定期派遣0%、派遣あり42%、派遣なし58%、市区立では定期派遣6%、派遣あり50%、派遣なし44%、町村立では定期派遣4%、派遣あり37%、派遣なし59%という結果であった。講習会へ職員を派遣したことのある自治体は少なくないが、定期的に派遣するほどではないということである。これは、電子図書館構築のために役に立つ技術的知識を提供してくれる講習会が存在していないことも一因であるだろう。

図書館内部での情報化研修についても、実施している自治体は県立45%、政令市33%、市区立14%、町村立7%ということであった。情報化検討の中心職員が「いない」と回答している自治体が県立ですら17%もあり、政令市で33%、市区立で57%、町村立に至っては81%ということであって、人材面の不足は明らかである。

実際のところ、列挙した知識のうち、まず(4)のWebページの作成については自習しやすいものであり、講習会のレベルでもここには対応しているものがある。また、(2)(3)のコンテンツ作成についてもある程度の知識は個人的にもつことが可能であるだろう。しかしながら、(1)と(5)についてはかなり高度の知識と技術が要求されるし、システム構築にあたる部分であって保守も難しいものが伴う。これを個人的にもとんとすればかなり自覚的なトレーニングが必要となる。大学図書館でもこのレベルのものについては組織的に対応することは難しいと言われている。図書館界全体としてもそうした指導ができる人材の開発を最優先の課題にしなければならない。

なお、(1)と(5)のプラットフォームを自己学習するための無料のソフトウェア群として、Linux(あるいはFreeBSD)をOSとしてパソコンにインストールし、さらにWebサーバーとしてのApache、CGIを組み込むためのスクリプト言語としてのPHP、そしてリレーショナルデータベースソフトとしてのPostgreSQL(あるいはMySQL)の組み合わせがある。

これは無料ベースで入手できるソフトウェアであり、きわめて高度な機能をもっていて実用性が高いが無料であるがゆえに学習用ソフトとしても優れている。これらによってデータベースとネットワークの自己学習を行っている図書館員がいる。

### 3 公立図書館の電子図書館化の課題

#### 3.1. 情報環境の変化

IT化はかなり急速で情報環境の本質的な変化を促している。まず急速という部分を見ておく。図2は、野村総合研究所が継続的に調査しているものから作成した。<sup>11)</sup>家庭でパソコンを利用しているかどうかを聞いたもので、1998年からわずか4年間で20%弱から50%を超えるところまで利用率が上がっていることが分かる。性別/年齢別で見ると、全体に男性が女性を上回っており、学校教育において情報教育が始まっていることもあって10代の利用率がほかの年代に比べても上昇率が高い。また、中高年層においても利用率が高まっているが、これにはIT講習も寄与しているといえることができるだろう。同じ調査の12回(2002年9月)では自宅でインターネットを利用している割合を聞いているが、全体で42.5%という高い率を示した。性・世代別に見ると、男性は10代52.6%、20代50.6%、30代55.1%、40代50.3%、50代37.1%、60代27.3%、女性は10代39.7%、20代39.3%、30代44.3%、40代42.5%、50代18.7%、60代13.3%である。自宅におけるパソコン利用者の8割はインターネットも利用しているということである。

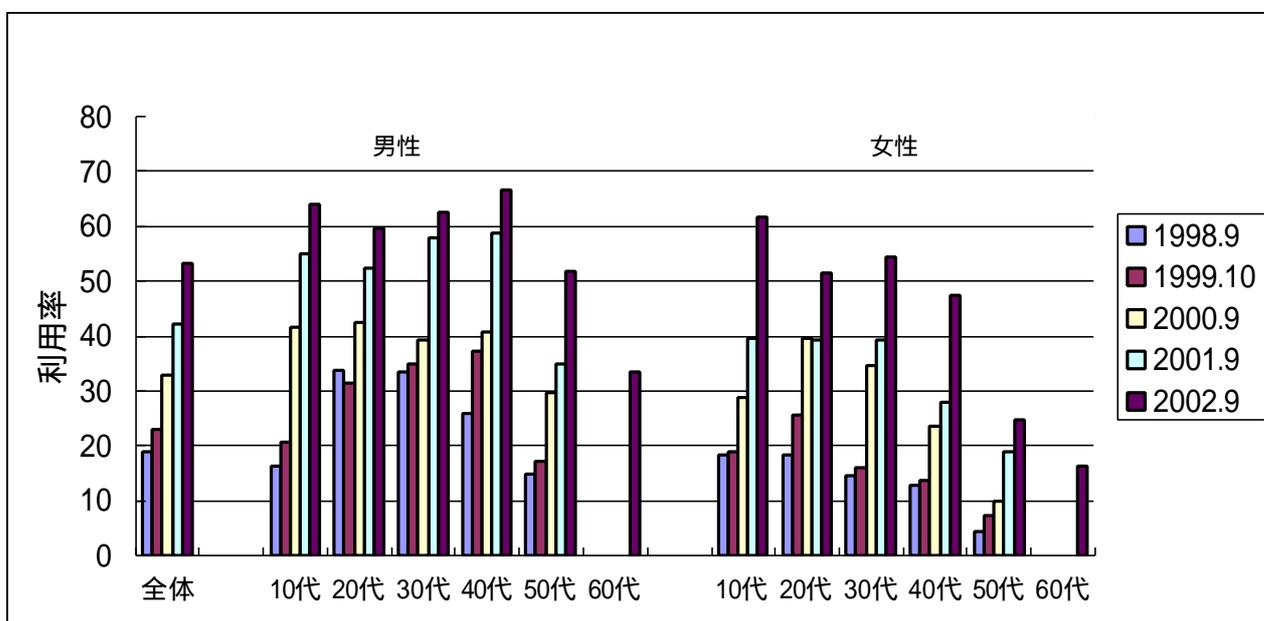


図2 自宅におけるパソコンの個人利用率(%)

このようにパソコン使用、インターネット使用ともに性別、世代別に差があるといえ

急速にその差は小さくなっているということが言える。すなわち、パソコンやインターネットは多くの人にとっての情報基盤となったのである。とすれば、これを前提とした図書館サービスを行うことが必要だということができる。

次にこの情報環境の変化が人々の意識の深いところに影響を与えていることについて考えてみよう。1990年代初頭頃から、ビデオやゲーム専用機が子どもたちに与える影響力の大きさが指摘されるようになった。そして、その後もパソコンや携帯電話も加えて子どもたちのメディア行動を大きく左右するようになってきていると言われる。このことを、毎日新聞社と全国学校図書館協議会が共催で長年実施している読書調査、学校読書調査によって見ておこう。<sup>12)</sup>次の図3は、学校読書調査で毎年行われている「不読書率」をグラフ化したものである。この調査では、5月の1か月に読んだ本が0冊と答えた児童生徒を「不読者」と呼んでいる。

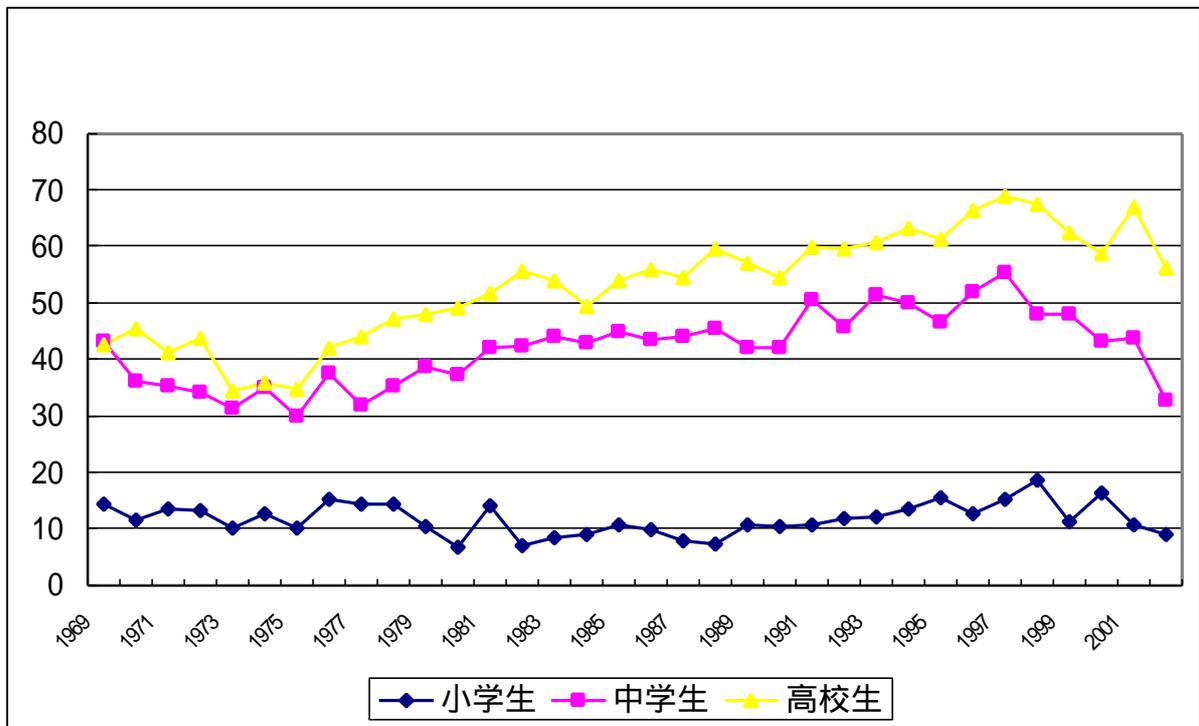


図3 不読者率の変遷

不読者の割合は、中高生は1970年代の中ごろから、小学生は1980年代の初頭から長期的に増加している傾向を読み取ることができる。そして、1990年代の終わりから2000年代初頭にかけて今度は逆に減少に転じている。この原因としては、朝の一斉読書運動や読書のアニメーションのような読書推進運動が効果を上げ始めたこと、2001年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の効果、また、『ハリー・ポッター』シリーズのようなマスコミ等で話題になった作品の出現などを考えることができるだろう。

このように、長期的にテレビ、ビデオ、マンガ、ゲーム、携帯電話などメディアの多様

化によってその地位を奪われてきた読書が再び重視され始めたことは確かである。これを印刷メディアへの回帰現象と捉えるのではなく、デジタル・メディアの本格的な到来がかえって印刷メディアの重要性への再評価に結びついたと考えるべきである。今、学力低下論が話題をにぎわしているが、学力の定義については必ずしも一致した考え方がないとされている。そのなかで、国語の力こそが学力の基礎であり、国語の力は読書によって身につけられるという考え方が強まっている。その背景にここ数年の日本語ブームがある。マルチメディアに拡散したメディア行動を再度、活字メディアへの接触から問い直そうという考え方である。<sup>13)</sup>印刷メディアとデジタル・メディアのバランスのよい対応こそが求められている。デジタル・メディア時代の幕開けにふさわしい現象ではないだろうか。

### 3.2. 公立図書館電子化の日米比較

アメリカでは1990年代の前半から公立図書館にインターネットを導入する動きがあった。2000年にNCLISが行った全米調査で、インターネット接続を行っている公立図書館の数は95.7%、また利用者に接続端末を提供している図書館が94.5%ということである。ほとんどの図書館がインターネットに接続しているわけである。通信速度をみると、モデム(56kbps以下)21.3%、ISDN(56k ~ 128kbps)32.7%、それ以上の高速回線45.9%であった。

<sup>14)</sup>ブロードバンドへの切り替えが速いスピードで進んでいることがわかる。これを本調査と比較してみよう。まず、接続率をみるとインターネット接続率73.9%、利用者用端末提供率35%であった。とくに利用者用パソコン台数の数で大きな差がある。ブロードバンドの接続においても同様である。しかし、これらは発達度の問題であり、時間が解決してくれるともいえるだろう。先に述べたように、日本のブロードバンドへの切り替えは急速に普及していて、データはないが現時点では日本の公立図書館のブロードバンド接続率はアメリカとの差を縮めているはずである。

しかしながら問題は接続して何をするかである。すでに触れてきたように、アメリカの図書館ではデジタル一次資料、デジタル二次資料の提供が一般的に行われている。つまり、既存の紙メディアからデジタル・メディアへの移行が進んでいるということが出来る。これは、先の2000年全米調査(Fig.9)でデータベース契約を行っている図書館数が全体の81.1%であり、さらに自宅や事業者など図書館外からのアクセスができる契約をしている図書館は36.1%にも上っていることで分かる。

また、アメリカの図書館は住民の資料情報の利用の権利を守るための機関であるという意識が強い。個々の図書館がそのための判断を自律的にできる運営体制をとることが原則である。全米調査(Fig.11)では、利用者用パソコンへのフィルタリングの導入について尋ねているが、すべてのパソコンに導入している図書館が9.6%、一部のパソコンに導入している図書館が15.0%であり、導入していない図書館が75.5%と多数派であった。日本では「有害情報へのアクセス制御」における「ソフトウェアによるフィルタリング」導入が47.6%で半数を占めていたから、大きな較差がある。

その代わりに、アメリカではAcceptable Use Policy(AUP)と呼ばれるインターネットをどのように利用者に提供するかを詳細に決めた運用方針書をつくるのが一般的である。Fig.12では95.5%の図書館がAUPをもっていると回答している。日本の調査でこれにあたるのは「利用規約等で制限」であるがこれを行っているのは31.0%であった。まだまだ

インターネットをどのように導入するのか試行錯誤的な状況が続いている。

要するに、アメリカの図書館ではインターネット導入は利用者にとって情報や資料にアクセスする権利を保障する重大な機会であると捉えていて、とくにネットワーク上の情報資源を契約によって導入することが重視されている。また、権利を保障することが任務であるから、一方的なソフトウェアによる規制ではなく、AUPによる方針の公開と利用者への理解を求めることが重視されているのである。<sup>15)</sup>

### 3.3. 英国の図書館政策の方向

次に英国の図書館政策の変化を見ておこう。この国は公立図書館の伝統は古い、ITを使用したサービスへの移行は遅れていた。しかしながら、1990年代後半から、図書館政策の大きな変転があって電子化サービスにも相当の力が入れられるようになった。この事情は日本の電子図書館政策を考えるためにも参考になるはずである。

1995年秋にイギリスの図書館情報ネットワークングオフィス(UKOLN)は公立図書館のインターネット利用に関する初めての全国調査を実施した。<sup>16)</sup>これによると、全英4216館の図書館サービスポイントのなかで、インターネットアクセスを行っているのは142館と3%足らずであった。同時期のアメリカの公立図書館のインターネットアクセス率が45%であったのと比較して大きな差があった。また、接続のための通信回線の85%はダイヤルアップであり、利用者用のパソコンを置いているところは28館と全体の0.7%にすぎなかった。両国の状況を比較して遅れをとっていることを認識した英国の図書館関係者は改善のための方策の検討に入った。<sup>17)</sup>この比較のなかで興味深いことは、両国の公立図書館のインターネット接続の発展段階を次のように整理しているところである。

1. サービスも情報資源もともに提供されていない段階。単にインターネットへのアクセスのみが利用者に提供されている。
2. 情報資源が提供されている段階。図書館はデータベース、電子的な館報、自治体の行政情報等を提供している。
3. 利用者がセルフサービスで利用する段階。利用者がインターネット上で情報資源を利用したり、本の予約をしたり、図書館行事への参加の予約をしたりする。
4. 相互的なサービスの段階。この段階では利用者は双方向ビデオでのレファレンスを受けたり、ベストセラーに関するディスカッションに参加したり、特定の図書館情報資源の利用に他の利用者のアドバイスを受けたりといったことができる。
5. 知識ベースサービスの段階。図書館がオンデマンドでカスタマイズされた情報サービスを提供する。たとえば、以前の読書傾向に基づいて新しい本が着いたことやあるWebサイトがその利用者にとって役に立つといったことを報知してくれる。

1996年の段階で多くのアメリカの図書館は情報資源を提供し(第2段階)、利用者はセルフサービスで利用している段階(第3段階)だが、イギリスの図書館はまだそこまでに達していない第1段階以前であると述べている。興味深いのは先に情報資源を整備する段階があり、利用者サービスの段階はその先にあることである。これは、英米の図書館とも図書館サービスの本質が資料や情報の単なる提供ではなく、利用者満足を伴った人的サービスにあることを示している。インターネットをサービス提供の道具として用いるのが第3

段階、コミュニケーションツールとして用いるのが第4段階であり、第5段階としては人工知能的な知識ベースサービスを想定している。

その翌年1997年にイギリスでは18年ぶりの労働党政権への交代がありブレア首相が誕生した。ブレア政権は保守党政権から引き継いで市場重視の経済政策をとりつつも、教育文化福祉といった労働党政権が重視してきた分野に力を入れている。これを機に、政府の図書館行政は大きく方向転換していった。以前の図書館政策は基本的に地方分権的であり、中央政府は調整的な機能しかもっていなかったが、政府主導で図書館政策を推進することが始まった。

そのひとつが『新しい図書館 市民のネットワーク』<sup>18)</sup>という報告書の刊行である。これは、政府の図書館関係審議会である図書館情報委員会(Library and Information Commission: LIC)が1997年10月に発表したもので、新しい政策と新しいメディアによる図書館サービスの展開を構想したものである。本書の訳者のひとり永田治樹によると、「新しい図書館」は次の三つのストランド(より糸)によって編まれるものであるとされている。<sup>19)</sup>

1. 「コンテンツが王様である。」図書館が提供するものは情報技術ではなく、情報そのものであり、図書館には 教育と生涯学習、市民の情報と社会参加のための機能、企業とその経済活動、訓練と雇用、コミュニティの歴史とアイデンティティ、国立電子図書館の5つのコンテンツの領域がある。
2. 図書館員の再訓練計画。図書館員はこれまで身につけた技能だけでは対応しきれない。英国の2万7000人の公立図書館員に情報技能の習得やコンテンツの理解能力を再訓練する。
3. 公立図書館ネットワークの構築。全国的なバックボーン・ネットワークと地域的なネットワークを構築する。

この計画は、政権交代による期待感と折からのITブームによって後押しされて、多くの図書館関係者の賛同を得た。これに対して、政府は宝くじ収益による基金から多額の財政支援を行うことを決めた。国立国会図書館の『カレントアウェアネス』における長嶋佐央里の報告によると次の措置が行われた。<sup>20)</sup>

1. LICに公立図書館ITネットワーク作業部会を創設し、その計画、施行、維持管理の任務にあたる
2. コンテンツの作成については、教育のニーズと商業機会を考慮して、資料の電子化を行う(資金は国営宝くじ基金から5,000万ポンド出資)
3. ITに対応できるようにするため、27,000人の図書館職員、教師、学校図書館員を養成する(資金は国営宝くじ基金から2,000万ポンド出資)
4. ハードウェア、ソフトウェア、遠距離通信網などのネットワークのインフラ整備を民間と連携して行う(今後2年間は、文化・メディア・スポーツ省及びウルフソン財団による公立図書館チャレンジ基金から600万ポンド出資)
5. 現在、公立図書館で障害となっている接続費用について、政府が電気通信庁(OFTTEL)と通信事業者間で料金の割引交渉を行う

6. 政策と資金調達分野で中央政府，地方当局，民間部門が連携をはかり，その調整はLICの作業部会が行う

計画が財政措置をともなった結果、イギリスの公立図書館の電子図書館的サービスは急速に進められることになったのである。この計画が始まって5年が経過し、最近中間報告が行われている。<sup>21)</sup>それによると、

1. 全英の95%の図書館に30000以上のインターネット接続された利用者開放パソコンが設置された。これは通信料金の割引制度が効を奏したともいえる。
2. パッケージ系の資料を補うコンテンツとして、150の新しい図書館Webサイトがつけられ、100万件のオンライン情報源と400件の遠隔学習用の教材が新設された。
3. 市民のオンライン学習や情報ニーズに応えるために4万人の図書館員が研修を受けた。

これらは17億ポンドの宝くじ基金によるものであるが、これは公立図書館150年の歴史のなかで最大の財政援助である。

これに続いて刊行された『市民のネットワーク：公立図書館の転換点』という名の報告書は、この「市民のネットワーク」が公立図書館に対して利用者と呼び戻す役割を果たしたことを示している。<sup>22)</sup>イギリスの公立図書館の利用は長期的な低減傾向にあった。1989年度の全国の貸出総数は5億9000万点であったが、その10年後の1999年度にはこれが4億7000万点にまで減少している。「市民のネットワーク」計画の実施はこれに歯止めをかける効果をもっていると報告書は述べている。図書館でインターネットに接続されたパソコンを使用する人々の80%は以前にはインターネットを使用していなかった人々である。そして、図書館に来るのをやめていた多くの人が戻ってきた。報告書は、「もう何年も図書館を使っていなかったが、今では以前よりも頻繁に利用するようになった」というような利用者の声を多く紹介している。中間報告では、公立図書館が従来の印刷媒体の地域センターであるばかりでなく、市民にとってのデジタル情報センターでもあることを自己証明できつつあるとの認識を示している。

この計画と平行して、政府の公立図書館政策において新しい「公立図書館基準」がつけられ2001年1月に公表されている。この基準の特徴は、保守党政権のときのガイドライン的な基準(市民憲章)ではなく、全国レベルでの達成目標を明確にしたものであること、また、数値的基準が明確に示されていることの2点にある。<sup>23)</sup>そして、基準の項目の中には電子図書館サービスにかかわるものがいくつか含まれている。<sup>24)</sup>

- (5)週10時間以上開館する図書館のうち、オンライン目録(自治体全域のもの、ただし移動図書館を除く)を提供する館の割合は、3か年計画終了後には100%とする。
- (6)オンライン目録・インターネットにアクセスできるコンピュータ端末の台数は、3か年計画終了後には、人口10,000人につき6台とする。また、2002年末までには、すべてのサービスポイントでインターネットへのアクセスを提供する。
- (10)人口1,000人あたりのWebサイトへのアクセス数は、今後の調査結果に基づき定める。
- (13)情報検索・レファレンスサービスに満足している利用者の割合は、3か年計画終了後には、成人・子どもとも75%とする。
- (19)人口1,000人あたりの図書館員(情報マネジメントの知識を持つ者、情報通信技術

の知識を持つ者)の数は、今のところ適切な数値が定まらない。DCMSは図書館協会(LA)等と協力し、目標設定のための調査研究を行う。なお、年間図書館計画において、人件費に占める研修関連費用の割合を報告するよう求める。

このように、イギリスの公立図書館会はここ数年で従来なかったサービスの転換を経験している。保守党政権下において本来のサービスを展開できなかったのに対して、政権交代が新しい方向付けにプラスに働いていることは確かである。だが、ひとつ注意しなければならないのはイギリスの公立図書館においては専門職制度が確立しており、貸出サービスとレファレンスサービスとは車の両輪として定着していることである。21世紀になってからの新しい動きは、レファレンスサービスをデジタル環境下で再度開発し直すことと理解することができるし、それは専門職の職務の新しい展開であると考えることができる。先に制度が確立していて、技術的な変革が後から来たが、政治的な背景の地の利を得て何とか専門職の新しい方向付けが見えてきたと考えられているのである。歴史ある英国図書館協会(The Library Association)が情報専門家協会(Institute of Information Scientists)と合併して2002年4月にCILIP(The Chartered Institute for Library and Information Professions)となったことも、このあたりの時代的な変遷を反映していることである。

#### 4. 日本の公立図書館電子化推進のための提言

##### 4.1. 図書館のアカウントビリティ

日本の公共機関は今新自由主義的な経営革命を要求されている。これはイギリスのサッチャリズム、アメリカのレーガニズムに遅れること20年で到来したものである。基本的には民間企業における経営手法を公共サービスにも適用しようというもので、市場主義的な経営合理主義を追求しようというものである。

これが公立図書館の現場にも到来している。そして図書館関係者にはこれに反発する意識が強い。その根底には主に二つのことがある。ひとつはイデオロギー的な反発である。図書館はもともと市民の情報共有化のための機関でありその意味で弱者救済のための福祉主義的な思想基盤に立つことを標榜している。それに対して、新自由主義は競争原理と保守主義に基づく思想であり、弱者切捨てにつながるというものである。もうひとつは、図書館専門職運動に対する負の影響を心配する考え方である。戦後の図書館運動は一貫して図書館専門職の確立を目標としてきた。これが達成されないうちに図書館に民営的な手法が導入されると、この専門職の確立が永久に不可能になってしまうというものである。

これらの考え方についての検討はここでの課題ではないので行わない。むしろ、新自由主義的な考え方は「消費者中心主義」を標榜するものであり、その意味で従来から図書館界において「資料提供」を合言葉にとられてきた「利用者中心主義」とも近いものである。それでは、「消費者中心主義」と「利用者中心主義」のどこが一番異なるところであるか。それは、前者が潜在的な利用者を含めた利用者全体を捉えるのに対して、後者は実際に図書館に来て利用する来館者を中心にしているところである。そして、前者が「全体」という分かりにくいものを相手にするのに対し、後者が今そこにいる利用者というきわめて実感的な存在を相手にしていることで、どうしても「利用者中心主義」に引き寄せられがちだったのである。

図書館界は利用者全体あるいは住民全体といかに対峙するのかが次の経営戦略を立てるときの中心的課題になる。近頃よく使われるアカウントビリティ(説明責任)という言葉

は新自由主義思想から生じているのだが、住民全体に対して図書館がどのように責任を果たすかが改めて問われていることを再認識する必要があるのだ。そして、先ほど見たように、すでに国民の半数近くが自宅においてインターネットにアクセスできる情報環境下にあることを前提とした図書館サービスの見直しが必要なのである。

今、必要なことの第一は、公立図書館関係者が利用者中心主義を再度定義して、新しい情報環境下の図書館サービスを展望することである。

#### 4.2. 情報通信のユニバーサルサービス

文部省生涯学習審議会の図書館専門委員会の報告書「図書館の情報化の必要性とその推進方策について」では、「図書館は、今後の高度情報通信社会においても、様々な情報を入力することのできる情報通信ネットワークへの地域の窓口としての役割を果たす必要がある」と述べて、図書館そのものが通信基盤へのアクセスポイントとして機能することを述べている。その後、通信基盤はブロードバンド化に向けて大きな変貌を遂げたが、その恩恵をこうむらない地域は広く残っている。地域の情報化推進拠点となるためには、その前提として図書館へのアクセスに関して通信のユニバーサルサービスを実現する必要がある。

図書館はあらゆる住民に開かれている情報利用の場である。よく知られているように、1990年代前半のアメリカにおける情報スーパーハイウェイ構想においては、医療、学校、図書館を特に取り上げて公共的な情報基盤として推進することを行った。図書館はこの波ののって電子図書館化の道を歩んだといっても過言ではない。<sup>25)</sup>

日本では図書館の通信接続サービスに一切の優遇策がないのはどうしてであろうか。図書館はインターネットに対するユニバーサルサービスを可能にする場としての性格をもっていることは、専門委員会報告書において確認されていることである。「図書館がコンピュータやネットワークを介して利用できる膨大な情報資源の窓口となり、地域の人々が自分の求める情報を自ら探し出すことができるよう支援していくためには、何よりもまず、情報機器や通信回線といった情報通信基盤の整備を進めることが不可欠であり、住民が自由に使えるコンピュータの整備、インターネットへの接続、衛星通信システムの受信環境の整備についての取り組みが重要である。」「我が国においても、通信料金の割引や時間を気にせず自由に利用できる定額料金制度など、図書館を含めた教育施設に対する通信料金の負担の軽減措置について早期の実現を期待したい」と述べている。

しかしながら、文部科学省はその後も、通信回線を図書館に対してディスカウントすることについてとくに政策を打ち出していない。すでに学校へのインターネット接続については割引措置がとられている。たとえば学校の場合、ISDNについてはE-rateという特別の料金体系があったし、現行のNTT東西では「学校向け特別料金プラン」として光ファイバー、ADSL等のブロードバンドが通常の2割引程度の料金設定が行われ、専用線については5割引程度の割引料金が設定されるなど、安価な通信サービスが実施されている。<sup>26)</sup> 少なくとも、民間のブロードバンド回線未設置地域における通信回線割引の実現に向けて、全国公立図書館協議会は積極的に働きかけていくべきではないだろうか。

イギリスでは2002年までに「全国教育ネットワーク」(National Grid for Learning)の計画において、学校相互をリンクする全国的なネットワークを構築しているが、そのなかで公立図書館をコミュニティ・ネットワークのアクセスポイントとして位置づけている。<sup>27)</sup> 図書館の割引が困難であるとしても、総合的学習と学校図書館の整備の動きのなかで、学校と公立図書館の相互接続が課題になっている。これをさらに県単位あるいは全国レベルに広げていくことも考えるべきである。

#### 4.3. 電子図書館的サービスの展開

図書館は情報通信ネットワークへのアクセスポイントとなるだけではない。個々の図書館独自の外部情報資源の導入（契約）、ローカルな地域情報の収集・組織化と発信、そしてそれらを使いこなすための人的なサービスの提供の3つの要素が加わって初めて地域の情報拠点にふさわしい働きをすることができる。

その詳細については2章で述べてきた。また、2001年12月には文部省地域電子図書館構想検討協力者会議が『2005年の図書館像 - 地域電子図書館の実現に向けて（報告）』というきわめて分かりやすいパンフレットを作成している。2005年に実現できるかどうかは別にして参照すべきモデルのひとつである。これらを実現するためには資金および経営的な課題、そして人的な課題のすべてを解決する必要があるだろう。

資金および経営的な問題については、これまで資料の選択・受入れ・配架・貸出という流れでの物品管理を中心にしたサービス形態をとっていた。もちろん、資料案内、レファレンス、各種の集会行事活動といった人的なサービスも付随していたが、それらはあくまでも添え物でしかなかった。図書館サービスの専門性が評価されないのは、この物品管理体制が他の行政事務と大きな相違がないと一般に考えられてきたからである。これを脱却する大きなチャンスが電子図書館的なサービスの展開であることについて、いかに図書館内部で共通理解をつくりあげるか、そして自治体全体でのコンセンサスを得るかが大きな問題である。

「第三の道」を歩みだしたイギリスと異なり、日本政府は今「地方分権」を打ち出し国が地方行政から手を引き始めているといわれる。2002年6月に政府の地方分権推進会議は「事務事業の在り方に関する中間報告」<sup>28)</sup>を発表したが、このなかで「生涯学習・社会教育の分野に関しては、地方に対する国の関与は抜本的に見直すべき。国は国の施設の運営・管理や調査研究、情報提供等に役割を特化すべきであり、地方公共団体や民間への支援を通じた国の関与は全て見直し対象とし、順次削減していくべき。」と述べている。今、国は市町村合併を積極的に進めていこうとしているが、これは自律した地域行政を進める単位を一定規模にして地方分権のインフラを確立しようということである。

したがって、今後、個々の図書館サービスに対する国からの補助金政策はますます小さくなっていくことが懸念される。もっとも、先にも触れた「e-Japan重点計画」のように国が率先して進めている行政分野もあり、図書館電子化プランはそれに近い性格をもつ。国際的にみると、ITがらみの政策に図書館を含めていることが一般的である。2000年の沖縄サミットの際に採択された「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」（沖縄IT憲章）では、「情報社会の前進のための政策は、情報化時代の要請に応えうる人材の養成によって支えられたものでなければならない。我々は、教育、生涯学習及び訓練を通じて、すべての市民に対し、IT関連の読み書き能力及び技能を育む機会を提供することにコミットしている。我々は、学校、教室及び図書館をオンライン化し、教員をIT及びマルチメディア情報源に関して習熟させることにより、この意欲的な目標に向けて引き続き取り組んでいく。」<sup>29)</sup>と述べられている。こういうものをてがかりにして、政府の積極的な関与を引き出すことが必要である。

地方分権の時代には、国に頼らずそれぞれの地域で自前の電子図書館的サービスを実現する努力をすることも大切である。本報告書の後半では、そのような取り組みの例が多数報告されている。ここで報告されているもののほとんどは自前の財源で行われているものであろう。財政緊縮のなかで、従来のサービス水準を維持しながら新しいサービスを実施することはなかなか難しい。まして、電子図書館的サービスは市町村立図書館にとっては従来の貸出中心型のサービスの見直しを要求し、より専門的なサービスを導入するもので

あるから、その困難さはさらに大きいものである。

これを実現するためには、まず、従来の物品の購入に対して情報の購入(あるいは契約)を会計的にきちんと位置づけて、情報資源の導入ができるようにすることが必要である。また、物品管理から情報のコンテンツにかかわる管理体制に移行すると、定型的な部分が少なく、多くが情報の評価、組織化の企画、技術的な検討、情報ニーズの把握、質問への回答といった非定型的な仕事になっていく。機械的、事務的に対応できるサービス部門はできるだけ非常勤職員でまかなうことで人件費を節約して、専門的な部署について専任でかつ専門的職員が対応するという形で分担をはかる工夫をすることが必要である。

#### 4.4. 職員の研修と養成体制の変化

電子化・情報化は単に既存のサービスを効率化するのではなく、図書館サービスそのものの構造改革を行うきっかけになるものである。これまで図書館とは、一般の利用者にとって書店で売られていたり新聞広告で見かけたりする本や雑誌を無料で読めたり借りられたりする場であると理解していた人たちが、自分たちの必要な情報を、図書館員の支援を受けながら印刷媒体、電子媒体、ネットワークを通じて入手することができる場であると再認識することになる。これはイギリスの「市民のネットワーク」計画で実際に起こっていることである。

これを実現するための最大の課題が職員の再教育と長期的な図書館員養成教育の必要であることは誰も否定しないであろう。

図書館現場に必要な情報技術の知識や技能にはいくつかの段階があるだろう。

1. インターネット接続のパソコンを使用して情報検索を行うことはすべての図書館員に必要な技能である。その際に、自館が導入しているOPACや検索システムに精通すること、情報源として代表的なサイトについての知識をもつこと、サーチエンジン等の重要なシステムについて適切なキーワードを選択したり、検索結果を比較してよりよい検索プロセスに反映できるようにすること、などは図書館員として必要な技能である。
2. Webサイトや検索システムの管理や更新を行う技能を習得すること。この段階は、インターネットにおける通信プロトコルとプログラムに関する知識、HTMLの基本的な知識、各種のメディアとそのファイルに関する知識などが必要とされる。このレベルの知識をもつ職員なら、システム設計や構築の企画に加わることができる。このレベルの職員がひとつの自治体に最低一人は必要である。
3. Webサイトの立ち上げ、サーバーの管理、簡単な検索システムの構築などが可能なレベル。このレベルの職員についてはいることが望まれるが、現実にはきわめて少ない。

どのレベルについても自己学習である程度対応できるし、実際今それらの知識をもって活動している図書館員の多くは自己学習と職場内におけるノウハウの蓄積によるものだともいえるかもしれない。研修については先に述べたように技術対応のものは少ないので、1と2のレベルについては早急にしっかりした研究体制をつくりあげるべきである。

実は、3つのレベルすべてにおいて、ノウハウの蓄積が十分に行われておらず、教えるべき知識の内容であるカリキュラムが確定していないことが、教育や研修を行う際の最大の問題なのではないだろうか。これを議論する研究者や開発者の数がきわめて限られ、また教育や研修を担当できる講師も少ないのである。確かに、情報技術の研究者やシステムアドミニストレーターの資格をもつようなIT技術をもった人は多数いて、そういう人たちに講師を依頼することができるが、それだと一般的なコンピュータ、ネットワーク、

データベースの知識や技能を教えるということになる。もちろんそれも必要なのだが、それを図書館情報学的な情報管理技術を応用して展開したものが必要なのである。図書館学の教科書は多数発行されるが、そういう要請にこたえるテキストブックは一冊も発行されていない。司書課程向けの教科書シリーズは多数あるが、選択科目の「情報機器論」を出しているのは東京書籍の田畑孝一編『情報機器論』だけである。この本も技術的解説はよく書けているが、図書館における技術の部分は図書館パッケージに関する説明しか扱われていない。

図書館現場に必要な情報技術に関する研究開発の不足を指摘することができる。今、必要なことは一般的なコンピュータとネットワークの技術に、ばらばらに行われている図書館電子化の研究開発プロジェクトのノウハウを整理統合して図書館情報学的な知識を組み合わせて体系化することである。それができれば、上記の各レベルにおいて、まとまった教育が可能になる。公立図書館、大学図書館、専門図書館の各現場、そして、図書館情報学教育の場にはそうした専門知識をもった人材がいるはずなので、それらの人々のノウハウを結集して各レベルのテキストを執筆し、研修会を実施することが必要である。これは、日本図書館情報学会や専門の大学関係者に対する課題である。

---

#### [引用文献・URL]

- 1) 根本彰 『情報基盤としての図書館』 勁草書房 2002
- 2) <http://www.library.metro.tokyo.jp/15/15840.html>
- 3) <http://www.avcc.or.jp/library/sa01fil/index.html>
- 4) <http://www.nri.co.jp/news/2002/021120/021120.pdf>
- 5) <http://www.e-gov.go.jp/>
- 6) <http://www.jepa.or.jp/link/link.html>
- 7) <http://www.watch.impress.co.jp/internet/www/article/2002/0514/iwa.htm>
- 8) <http://skyways.lib.ks.us/central/ebooks/libraries.html>
- 9) <http://www.aozora.gr.jp/index.html>
- 10) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/13/11/011110.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/13/11/011110.htm)を参照して加工した。
- 11) 「情報通信利用者動向の調査」第4回(1998年12月14日)～第12回 2002年11月20日  
NRI野村総合研究所 [http://www.nri.co.jp/report/r\\_report/info\\_com/clo.php](http://www.nri.co.jp/report/r_report/info_com/clo.php)
- 12) 「第48回読書調査結果」(<http://www.j-sla.or.jp/oshirase/kekka1.html>)より作成
- 13) 翻訳書として、J.ハーリー(西村辨作・新美明夫編訳)『滅びゆく思考力』大修館書店1992、バリー・サンダース(杉本卓訳)『本が死ぬところ暴力が生まれる』新曜社1998がある。また、斎藤孝『読書力』岩波書店2002、藤原正彦「数学者の国語教育絶対論」『文藝春秋』2003年3月など。
- 14) Public Libraries and the Internet 2000: Summary Findings and Data Analysis, September 2000, <http://www.nclis.gov/statsurv/2000plo.pdf>
- 15) アメリカの図書館のAUPを解説した著書の日本語版が本年4月に刊行される予定であ

- 
- る。マーク・スミス(根本彰監訳)『インターネット・ポリシー・ハンドブック：インターネットを利用者に提供するとき考えるべきこと』日本図書館協会
- <sup>16)</sup> Library and Information Commission public library Internet survey, First Public Report, Prepared by UKOLN (the UK Office for Library and Information Networking) December 1995. <http://www.ukoln.ac.uk/publib/lic.html>
- <sup>17)</sup> Sarah Ormes and Charles R. McClure, A Comparison of Public Library Internet Connectivity in the USA and UK. <http://www.ukoln.ac.uk/publib/USAUK1.htm>
- <sup>18)</sup> 『新しい図書館 市民のネットワーク』(New Library: The People's Network) 永田治樹ほか訳 日本図書館協会 2002.
- <sup>19)</sup> 永田治樹「『新しい図書館—市民のネットワーク』について」上掲訳書 p6-7.
- <sup>20)</sup> 『カレントアウェアネス』CA1212  
<http://www.ndl.go.jp/jp/library/current/no229/doc0004.htm>
- <sup>21)</sup> <http://www.resource.gov.uk/documents/pnleaflet.pdf>
- <sup>22)</sup> The People's Network :A turning point for public libraries, First Findings.  
<http://www.resource.gov.uk/documents/pnreport.pdf>
- <sup>23)</sup> 須賀千絵「英国における公共図書館政策の転換 全国基準の導入を中心に」  
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/mslis/am2000/suga.pdf>
- <sup>24)</sup> 『カレントアウェアネス』CA1383  
<http://www.ndl.go.jp/jp/library/current/no260/doc0002.htm>
- <sup>25)</sup> 根本彰「インターネット時代の公共図書館サービス - 米国の状況を中心に」日本図書館学会研究委員会『ネットワーク情報資源の可能性』(論集・図書館情報学研究の歩み 第15集) 日外アソシエーツ 1996
- <sup>26)</sup> <http://www.ntt-east.co.jp/release/0301/030131.html>
- <sup>27)</sup> <http://www.ngfl.gov.uk>
- <sup>28)</sup> <http://www8.cao.go.jp/bunken/chukan-houkoku/main.pdf>
- <sup>29)</sup> <http://www.kantei.go.jp/jp/it/goudoukaigi/dai2/pdfs/2sankou3.pdf>

---